

※要請の対象（協力金の支給対象）とならない方（酒類の提供を行わない飲食店等）にもお知らせしている場合がありますので、事前によくご確認ください。

■ 営業時間短縮等の要請期間延長について ■

令和3年8月17日

長野県

- 現在、佐久圏域においては、飲食店に係る陽性者の発生は確認されておらず、これまでの飲食店の皆様のご協力に改めて感謝いたします。
- また、佐久圏域においては、先日、感染警戒レベルを5に引き上げるとともに酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行ったところであり、多くの皆様にご協力をいただいておりますことに深く感謝いたします。
- しかしながら、佐久圏域においては感染の拡大が継続しているため、人流を抑制し、感染拡大を未然に防ぐ観点から、佐久圏域における酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を別紙のとおり延長することといたしました。
- 引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。
（詳細につきましては別紙をご確認ください。）

問合せ先

長野県庁 代表電話：026-232-0111

<要請について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室

<協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金 担当窓口

<信州の安心なお店について> 産業労働部 産業政策課団体・サービス産業振興係